

# 仕様書

- 1 事業名 中央区生涯学習推進・支援事業  
生涯学習フェスタ2024周知チラシ作成及び印刷業務 業務委託
- 2 業務内容 広報用チラシの作成
  - (1) 内容 契約後に支給する原稿の内容を盛り込み、デザイン制作すること  
ただし、紙面等の都合により本事業趣旨を変えない程度の変更は可能
  - (2) サイズ等 A3 二つ折 両面カラー コート 90  
50枚毎に間紙を混入すること
  - (3) 数量 3,000部
  - (4) 納期 令和6年8月15日(木)
  - (5) 納入場所 大阪市中央区役所5階53番窓口(中央区久太郎町1丁目2番27号)
  - (6) その他  
原稿はWord及びExcelデータで支給(校正時にデータ増減することもある。)  
作成したデザインのPDFデータを同時に納品すること  
成果物にかかる使用权および著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は中央区役所に帰属するものとする。  
納入の際は大阪市グリーン配送適合車を使用すること  
受注者は次に掲げる「主たる部分」を再委託することはできない。  
・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 3 校正
  - (1) 担当者と協議のうえ決定した、校正計画に沿って業務を行うこと
  - (2) 校正は原則として2回行う予定
  - (3) 校正時、記事及び素材の差し替え等を依頼する場合がある
- 4 業務方法
  - (1) 業務にかかる前に、業務内容について担当職員と十分な打合せを行うこと
  - (2) 業務終了後は、担当職員の検査を受けること
  - (3) この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らさないこと
- 5 担当  
大阪市中央区役所 市民協働課(市民活動支援・教育グループ) 新谷・宮西  
〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号  
電話: 06-6267-9743 FAX: 06-6264-8283 E-mail: [te0015@city.osaka.lg.jp](mailto:te0015@city.osaka.lg.jp)

## 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

### ( 条例の遵守 )

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

### ( 公益通報等の報告 )

- 第 2 条 受注者は、この契約について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市中心区役所総務課)へ報告しなければならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市中心区役所総務課)へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市中心区役所総務課(連絡先: 06 - 6267 - 9625)に報告しなければならない。

### ( 調査の協力 )

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### ( 公益通報に係る情報の取扱い )

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### ( 発注者の解除権 )

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965